

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成26年7月11日から実施する。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(略)	(1)～(6)の3 (略) (7) 事務局職員（課長以上の者を除く。）の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア～イ (略) <u>ウ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> (7)の2～(20) (略)	(略)	(1)～(6)の3 (略) (7) 事務局職員（課長以上の者を除く。）の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア～イ (略) (7)の2～(20) (略)